

オフィシャルコンテンツ提供規約

第1条(目的)

本規約は、CPが、当社の顧客に対し、当社が顧客に対し契約約款における付加機能の一つとしてコンテンツ閲覧の機能を提供するサービスである指定先情報接続機能を通じて、オフィシャルコンテンツを提供する場合に適用のある契約条件を定めることを目的とする。

第2条(定義)

- (1) 「一般投稿アプリ」とは、一般の個人・法人開発者(一般クリエイター)が作成した S!アプリを当社とダウンロードに関する「許諾契約」等を締結した情報提供者(「コンテンツアグリゲータ」という)が収集・審査・管理し提供するサービスをいう。
- (2) 「オフィシャルコンテンツ」とは、本サービスのメニューリスト内および当社のホームページからリンクする本契約および本仕様に基づきCP が送信するコンテンツをいう。
- (3) 「オープンコンテンツ」とは、オフィシャルコンテンツ以外のコンテンツをいう。
- (4) 「契約約款」とは、当社が顧客に電気通信サービスを提供するために、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約、条約付属国際電気通信規則および電気通信事業法の規定に基づき定める 3G 通信サービス契約約款等をいう。
- (5) 「顧客」とは、契約約款およびウェブ利用規約に基づき当社が本サービスを提供する3Gサービス契約者をいう。
- (6) 「個人情報」とは、取得・保存・蓄積の方法・形態を問わず、特定の個人の識別が単一でまたは複合して可能となる情報をいい、次の情報を含むが、これに限らない。
 - ① 氏名、住所、職業、勤務先、生年月日、性別、年齢等個人の属性および性格、容姿等個人の特性に関する一切の情報
 - ② メールボックス情報、アドレス帳情報、データフォルダの保存データ等顧客がソフトバンク携帯電話に保存・蓄積する一切の情報
 - ③ 当社との契約に基づく通信にかかるサービスメニュー、発信先・着信元情報、電話番号、メールアドレス、ID 番号、パスワード、通信履歴(通信年月日・時間)、通信記録内容、故障記録、トラブル記録、位置情報等通信にかかる一切の情報
 - ④ 当社またはCP との契約にかかる料金請求額、料金支払滞納記録、料金請求先情報、振替口座記録、利用クレジットカード会社名、利用クレジットカード番号等請求料金にかかる一切の情報
- (7) 「コンテンツ」とは、文字情報、画像、映像、ソフトウェア等の情報をいう。
- (8) 「商品」とは、ショップまたはモールを通じて販売される一切の商品・サービスをいい、データ等の電磁的情報を含み、CP が販売するもの、CPの開設するモールのテナントが販売するものを含む。

- (9) 「ショップ」とは、本サービスを通じて、CPが自ら商品を販売するオフィシャルコンテンツをいう。
- (10) 「CP」とは、本規約を承諾の上、本サービスの利用を申込み、これを当社が承諾したオフィシャルコンテンツを提供する者をいう。
- (11) 「CPコンテンツ配信設備」とは、CPが、本サービスを通じて、オフィシャルコンテンツを配信するために設置するサーバーその他の自営端末設備または自営電気通信設備をいう。
- (12) 「情報料」とは、CPが設定する顧客に対する有料コンテンツの対価をいう。
- (13) 「接続試験」とは、当社が本サービスの提供を開始するに先立ち、本仕様において当社が別途定める方法に従って、CPが行なうオフィシャルコンテンツ動作確認試験および接続試験等をいう。
- (14) 「電気通信サービス」とは、当社が、契約約款に基づき、顧客に提供する3G通信サービスその他電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、他人の通信の用に供するサービスをいう。但し、本サービスは含まない。
- (15) 「当社」とはソフトバンク株式会社をいう。
- (16) 「当社コンテンツ配信設備」とは、コンテンツを当社が本サービスを通じて顧客に配信するために設置するサーバーその他の自営端末設備または自営電気通信設備をいう。
- (17) 「S!アプリ」とは、Java 言語および本仕様に基づき作成され、当社コンテンツ配信設備を通じて提供されるアプリをいう。
- (18) 「本契約」とは、CPと当社間の、本規約その他別途合意する条件に基づき、本サービスを通じてオフィシャルコンテンツを提供することに関する契約をいう。
- (19) 「本サービス」とは、Yahoo!ケータイ、Yahoo!きっず、その他の当社が定めるブランド名で当社が顧客に対し契約約款における付加機能としてオフィシャルコンテンツを提供するサービスをいう。
- (20) 「本仕様」とは、当社が随時定め、CPに通知する、本サービスまたは本サービスを通じて提供するオフィシャルコンテンツが満たすべきガイドライン、利用規約その他の仕様をいう。
- (21) 「モール」とは、本サービスを通じて、CPが、CP以外の第三者が提供する商品を販売するオフィシャルコンテンツをいい、当該第三者を「テナント」という。
- (22) 「有料コンテンツ」とは、本サービスに関し、CPが顧客に対し有料で提供するオフィシャルコンテンツをいう。
- (23) 「指定先情報接続機能」とは、契約約款に基づき当社が顧客に対して提供するサービスであり、その定義については契約約款の定めるところに従う。
- (24) 「ソフトバンク携帯電話」とは当社が提供する3Gサービスを利用するための端末をいう
- (25) 「位置情報」とは、ソフトバンク携帯電話を所持する顧客の所在にかかわる情報(ソフトバンク携帯電話からの電波を中継する当社の無線基地局等の設備の所在地に基づく情報、およびGPS情報を含むがこれに限られない)をいう。

第3条(本規約の変更)

1. 当社は、別途指定する CP が合理的に閲覧可能な当社または当社が指定する第三者のサーバー(以下合わせて「当社サーバー」という)に本規約を掲載するものとし、CP は当社サーバーにおいて本規約および本仕様等を確認するものとする。
2. 当社は、前項に基づき指定した当社サーバーに 30 日以上前に事前に変更の内容、変更の効力発生日を掲載して、本規約を変更することがあり、この場合、本規約の変更は、当該効力発生日に、変更の効力が生じるものとする。

第1章 共通条項

第4条(申込および承諾)

1. 本サービスを通じてオフィシャルコンテンツを提供しようとする者(以下「申込者」という)は、本規約の内容を承諾の上、当社所定の申請書を、別途指定する書面等を添付して、当社に提出するものとする。
2. 当社が、前項の申請書の内容を審査し、当社の裁量により書面により申込者の申請を承諾した場合には、当社が E メールによる承諾通知を発信した時点をもって、申込者と当社との間に本サービスを通じてオフィシャルコンテンツを提供する契約が成立したものとす。

第5条(承諾の限界)

当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該申込について承諾しないことがある。また、本契約締結後であっても、このいずれかに該当することが判明した場合、本契約を解除することができる。

- (1) 法人格を有しない場合
- (2) 虚偽の申請をおこなった場合
- (3) 利用申込書に記載漏れ、または申込み時の必要書類に不備がある場合
- (4) 本規約に違反するおそれがある場合
- (5) 継続的且つ安定的に顧客に本サービスを提供できないおそれがある場合
- (6) 過去に本規約その他当社との契約に違反し、当社から本契約を解除されたことがある場合
- (7) その他、当社が利用申込を承諾することが不適當であると判断する相当の理由がある場合

第6条(届出事項の変更)

1. CPは、申込の際およびその後に当社に対して届出を行なった事項について変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法により、変更を当社に届け出るものとする。
2. CP が前項に基づく当社への届出を怠ったことにより生じた CP の不利益について当社は一切の

責任を負わない。

第7条(コンテンツの内容)

1. CPは、その提供しようとするオフィシャルコンテンツの内容に関する企画書を当社に提出し、その内容、提供開始時期、有料コンテンツの場合は料金体系、料金等コンテンツの詳細について当社の承認を得るものとする。CPは、当社が承認したオフィシャルコンテンツ以外のコンテンツを、本サービスを通じて提供してはならないものとする。
2. CPは、前項に基づき承認を受けたオフィシャルコンテンツの内容、商品種別および商品の販売方法等を変更する場合、当社に事前に書面で通知し、事前に当社の承認を得るものとする。但し、当社が承認した企画申請書の内容を逸脱しない場合はこの限りでない。
3. CPは、本サービスを通じてオフィシャルコンテンツを提供するにあたり、本規約の各条項のほか、本仕様、オフィシャルコンテンツ掲載ガイドライン、ソフトバンク携帯電話向けコンテンツにおける広告掲載基準およびその他当社のガイドライン、当社からの指示を遵守し、また第16条第5項に定めるテナントにも遵守させるものとする。
4. CPは、オフィシャルコンテンツ上に、顧客に対し明瞭に自己の名称を表示するなどオフィシャルコンテンツの提供主体がCPであることを明らかにするものとし、オフィシャルコンテンツの提供主体が当社であるとの誤解を招く表現を使用してはならないものとする。
5. CPは、オフィシャルコンテンツの内容が第9条に反する場合、自己の費用と責任で、かかる瑕疵を修正するものとする。CPは、瑕疵があることが判明した場合、直ちに当社に通知するとともに、配信停止その他速やかに瑕疵を修正するために必要な措置をとるものとする。CPは、かかる措置が完了した場合には、直ちに当社に報告するとともに、必要に応じて顧客に対し、オフィシャルコンテンツの内容に瑕疵が存在した事実およびかかる瑕疵を修正した事実を告知するものとする。
6. オフィシャルコンテンツの内容に関する問い合わせに関しては、CPが責任をもってこれに対応するものとする。CPは、当社に対してオフィシャルコンテンツの内容に関する問い合わせがあった場合、当社がかかる問い合わせに対し、CPの連絡先およびCPが責任を持って対応する旨を告知することを了承する。

第8条(報告義務)

1. CPは、顧客に提供するオフィシャルコンテンツの内容(他のコンテンツにリンクする場合は、当該リンク先およびリンク先のコンテンツ内容を含む)およびオフィシャルコンテンツの提供状況について、別途当社・CP協議の上定める様式に従い、当社に報告しなければならないものとする。
2. 当社がオフィシャルコンテンツの提供等に関する報告および資料の提出を求めた場合は、CPは、速やかにこれに応じるものとする。
3. CPが、オフィシャルコンテンツ提供に関連する自己が所有・管理するネットワーク設備の運営・管理を第三者に委託する場合には、事前にかかる第三者の名称、連絡先を当社に報告するものとする。

- る。
4. CPはショップまたはモールを運営する場合は、当社に対し、ショップおよびモールにおける売上高、利用人数、その他当社が指定する事項を、当社の求めに応じて合理的な範囲で報告するものとする。
 5. CP は、モールを運営する場合は、テナントの追加、テナントの取扱商品、運営形態に大幅な変更が生じた場合、当社に対し当社が定める様式および方法を持って別途当社が定める時期までに通知しなければならないものとする。

第9条(遵守事項および保証)

1. CPは、オフィシャルコンテンツの制作・提供にあたり、以下の各号を遵守するものとする。
 - (1) 当社の意向を尊重し、当社との協議の上、決定すること
 - (2) オフィシャルコンテンツが第三者の著作権その他の知的所有権を含むものであるときは、あらかじめ当該第三者から譲渡または使用許諾を受けること
 - (3) CPは当社が本仕様で別途定める方法に従って、自己の責任と費用負担でオフィシャルコンテンツの開発、接続試験等を行なうものとし、自己の費用負担で動作確認用のソフトバンク携帯電話を確保すること
 - (4) CPは、一般投稿アプリ向けに有料のS!アプリを提供しないこと
 - (5) CPは、本契約に基づき当社より開示された機密情報および、当社より開示された関連情報に関して、オフィシャルコンテンツの提供およびその他開示された目的の範囲を超えて使用しないこと
 - (6) CPは、違法コンテンツにオフィシャルコンテンツの広告掲載をしないこと、また、アフィリエイト形式の広告等によりオフィシャルコンテンツの利用を他のサービス利用の条件とするなど顧客に利用意思又は支払意思のない有料コンテンツへの登録を促したり、顧客が誤認する形態でオフィシャルコンテンツに誘導を図らないこと
 - (7) CPは、当社の提供する情報料課金サービスを利用目的の範囲内で適正に利用することとし、利用意思や支払意思のない不正登録を誘発する行為を行わず、また、コンテンツ情報料の課金を対象コンテンツ以外のコンテンツやサービス等の決済手段に利用しないこと(なお、当社はかかる適正性の判断の基準として情報料債権の回収実績を用いることがある。)
2. CPは、オフィシャルコンテンツおよび商品について、以下の各事項を保証するものとする。
 - (1) ソフトバンク携帯電話(締結日現在および有効期間中の対応機全てを指すものとする)において支障なくその内容を表示することができること
 - (2) 公序良俗に反する内容でないこと
 - (3) 青少年の性的感情を著しく刺激するなど、その健全な育成を害するものではないこと
 - (4) 通常人の射幸心をあおるものではないこと

- (5) 犯罪を誘発するおそれのないこと
 - (6) 法令に違反しないこと
 - (7) 第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、氏名権、肖像権その他の権利を侵害しないこと
 - (8) 第三者を誹謗中傷し、差別するものではないこと
 - (9) 第三者の名誉を毀損し、プライバシーを侵害しないこと
 - (10) コンピューターウイルスその他有害なプログラムを含んでいないこと
 - (11) 内容に誤りがないこと
 - (12) コンテンツの内容が当社グループのブランド・イメージを著しく害するものでないこと
 - (13) 前各号のほか、本仕様に反するものではないこと
3. CP は、商品については、前項のほか、以下の事項を保証するものとする。
- (1) 公序良俗に反する内容でないこと
 - (2) 銃器類、たばこ、会員権、アダルト商品全般、国内販売を禁止されている医薬品や商品ではないこと
 - (3) 商品の販売・提供に法令に基づき許認可・届出を要する場合に、許認可・届出、その他法令上の要件を満たしていないものではないこと
 - (4) CPが運営するショップまたはモールで取り扱う商品の価格は、CP ないしモールの参加者が小売販売、その他の本サービス以外の流通チャネルを通じて販売する場合の価格を不当に上回るものではないこと
 - (5) 商品販売にあたって、特定商取引等に関する法律、不当景品類等および不当表示防止法、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律、不正競争防止法、その他営業活動の規制に関する法律、規制等を遵守すること
4. CP は、オフィシャルコンテンツ・商品提供にあたり、以下に該当する行為を行なってはならないものとする。
- (1) 当社と競合する他社の製品、サービスを積極的に広告宣伝・販売促進する行為
 - (2) 詐欺その他犯罪を構成する行為またはこれを幫助する行為
 - (3) 無限連鎖講(ねずみ講)の開設またはその勧誘行為
 - (4) 他人になりすまして情報を送信、もしくは表示し、またはコンテンツを運営する行為
5. CP は、オフィシャルコンテンツ上に広告を掲載する場合には、当社が別に定める広告掲載基準その他の本仕様に遵守するものとする。

第 10 条(リンク等)

1. 本サービスのメニュー画面におけるオフィシャルコンテンツへのリンクの表示方法、位置、順位その他メニュー画面の編集権は当社に帰属する。
2. CP は、他のコンテンツにリンクする場合、当社所定の企画書を当社に提出し、事前に当社の承認

を得るものとする。但し、当社または当社が指定する者が提供するポータルサービス、検索エンジンおよび特集ページ等からのリンク、及びオフィシャルコンテンツ間のリンクについてはこの限りではない。なお、広告・宣伝等を内容とするサイト、データ等へのリンクまたは顧客その他第三者へのメールの送信に関しては事前に当社の承認を得るものとし、当社が別に定める基準その他本仕様を遵守するものとする。

3. CP は、他のコンテンツにリンクする場合、以下の各事項を遵守するものとする。
 - (1) リンクする相互のコンテンツ間に関連性があり、且つ当該リンクの設定により顧客のメリットが増大することが明らかであること
 - (2) 設定されたリンクに従い顧客がコンテンツ間を遷移する際、他のコンテンツへ接続されること、の注意喚起文およびリンクする相互のコンテンツ間における責任の所在が分かるような表示を行なうこと
 - (3) 前号に定めるほか、オフィシャルコンテンツからオープンコンテンツへのリンクに関しては、前号に定める注意喚起文および表示を行った説明ページを挟み遷移させることとする。ただし、メールに関してはこの限りでない。
 - (4) 他の CP が提供するコンテンツにリンクする場合には、当該リンク先の CP から事前承諾を得ること
 - (5) 期間限定のキャンペーンなど、リンクの設定に期限が設けられている場合には、当該期間終了後直ちにリンクを削除すること
4. リンク先のコンテンツ等に関する苦情が発生した場合、もしくは、リンク先のコンテンツの内容が関係諸法令・公序良俗に反する、または顧客その他の第三者の権利を侵害するものであった場合、その他当社が不適切と判断した場合には、CP は直ちに当該リンクを削除するものとし、一切の問題について、CP は自らの負担と責任において解決し、当社に迷惑をかけないものとする。
5. リンクの設定により生じた当社独自パラメータ (UID 取得記述および PID、SID、GID、LID など) の漏洩その他一切の問題について、CP は自らの負担と責任において解決し、当社に迷惑をかけないものとする。
6. CP は当社および当社が指定する者が提供するポータルサービス、検索エンジンおよび特集ページ等からの接続を可能な状態にするものとする。
7. 当社は CP が別途当社に申請する URL 等の情報を、当社が指定するポータルサービス、検索エンジンおよび特集ページ等の提供者 (以下「指定業者」という) に対し開示するものとし、指定業者は当該 URL 等の情報を指定業者の取引先に対し開示できるものとする。
8. CP は、指定業者の要請に応じ、合理的な範囲で URL 等の情報を開示するものとする。

第 11 条 (商標等の使用)

1. CP は、当社が顧客その他の第三者に本サービスおよびオフィシャルコンテンツを周知させるため、CP の商号、商標、商品・サービス名、ロゴマーク等を、当社の制作するパンフレット、チラシ等の印

刷物や、ホームページ等の広告媒体において使用することを承諾するものとする。当社は、CP の書面による指示がある場合、必要となる著作権表示等を行なうものとする。

2. 本契約の有効期間中に、当社が CP の商号、商標、商品・サービス名およびロゴマーク等を使用して製作したパンフレット、チラシ等の印刷物等については、本契約終了後であっても当社が必要と認めた場合、印刷済みの在庫の範囲内で、当該印刷物等を引き続き配布等することを、CP はあらかじめ承諾するものとする。
3. CP は、本規約の有効期間中において当社の指定する商号、商標、ロゴマーク等を、当社が定める使用基準を遵守して、使用することができる。当社は、CP による使用方法・形態が不適切であると判断する場合には、その使用の停止を求めることができる。

第 12 条(コンテンツの提供・更新の一時中断)

1. 当社またはCPは、以下の各号の何れかに該当する場合、オフィシャルコンテンツの提供・更新を一時中断することができ、この場合、相手方に対し損害賠償その他一切の責任を負わない。
 - (1) 通信設備の移設、保守、点検または工事上の都合により、オフィシャルコンテンツの提供・更新の取扱いができない場合。
 - (2) 天災・事変・通信回線網の故障、電力会社の事故による電力不良等の不可抗力によりオフィシャルコンテンツの提供・更新の取扱いができない場合。
2. 前項のほか、CPは、オフィシャルコンテンツの提供・更新の一時中断を行なうときは、原則として、一時中断を行なう日の 1 ヶ月前までに当社に当社が別途定める方法で通知するものとする。但し、緊急の事情による場合はこの限りではない。

第 13 条(コンテンツの配信停止)

当社は、以下の各号に該当すると判断した場合には、CPの同意なく、オフィシャルコンテンツの提供を停止することができるものとする。

- (1) オフィシャルコンテンツの提供を継続した場合に、当社の所有・管理するネットワーク設備に支障を来すことが明らかである場合
- (2) 災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する場合
- (3) 当社の電気通信設備の保守、点検または工事の場合
- (4) オフィシャルコンテンツの内容が第 9 条その他本規約に違反する場合
- (5) 前各号のほかオフィシャルコンテンツの提供が不相当であるまたは当社の業務の遂行上重要な支障があると当社が判断する場合

第 14 条(アクセスコントロール)

1. 当社は、顧客または保護者(親権を行なう者、後見人その他顧客を代表する法律上の権利を有す

る者で顧客を現に監督するものをいう)の申込みがある場合、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報またはこれに準ずる情報を含むオフィシャルコンテンツを当該顧客に提供しないこととすることができるものとする。

2. 前項に定める情報の選択は当社の裁量によるものとし、CP は当社に対して、異議を申し立てず、損害賠償その他の請求を行なわないものとする。
3. 当社は、顧客またはその保護者(親権を行なう者、後見人その他顧客を代表する法律上の権利を有する者で顧客を現に監督するものをいう)から、本サービスのうち Yahoo! きっずのブランド名で提供されるサービスへの利用の申込みがある場合、当該顧客に対して、青少年の健全な育成等を目的として当社がオフィシャルコンテンツの中から選択したコンテンツのみを提供し、他のコンテンツの提供をしないことができるものとする。
4. Yahoo! きっずで提供されるコンテンツの選択(コンテンツの追加、配信停止、削除等を含む)は当社の裁量によるものとし、CPは当社に対して、異議を申し立てず、損害賠償その他の請求を行なわないものとする。

第 15 条(コンテンツ・サービスの提供廃止)

1. CPが、自己の都合により、顧客に対するオフィシャルコンテンツの提供を廃止する場合には、当社が別に定める方法によりかかる廃止の 3 ヶ月前までに、その旨当社に対して書面にて通知し、廃止の 2 ヶ月前から、オフィシャルコンテンツの内容上にその旨の表示をするものとする。
2. 当社は、CPに対し、3 ヶ月前に通知することにより、本サービスの全部または一部の提供を廃止することができるものとする。

第 16 条(責任)

1. 当社はオフィシャルコンテンツ、商品、本サービスの中断・停止その他の事由に関して一切の責任を負わないものとする。
2. CPは、当社のサービス、本仕様等の変更が行なわれた場合、自己の費用負担でコンテンツ開発、接続試験等を行なうものとする。
3. オフィシャルコンテンツ(有料コンテンツの場合の料金を含む)および商品に起因して顧客その他の第三者と当社、またはCPとの間に紛争が生じた場合には、CPの負担と責任において解決するものとし、当社は一切免責されるものとする。当社がかかる紛争の解決のために損害または費用を負担した場合、CPはかかる損害および費用を補償するものとする。但し、当社の故意または重過失による場合にはこの限りではない。
4. 当社、または顧客が、オフィシャルコンテンツ・商品に関して、第三者から著作権その他の権利侵害を理由とする差止請求、損害賠償請求等、オフィシャルコンテンツについて第三者との紛争が生じた場合、CPは自己の費用および責任において全て解決し、当社および顧客に一切迷惑をかけるものとする。当社がかかる紛争の解決のために費用を支出した場合には、CPはかかる費用全額

を補償するものとする。但し、当社の故意または重過失による場合にはこの限りではない。

5. CPがモールを開設している場合には、CPはそのテナントについても、本規約および当社の定めるガイドライン等を遵守させるものとし、第三者と当社、CP、またはテナントとの間に紛争が生じた場合には、CPの負担と責任において解決するものとし、当社は一切免責されるものとする。当社がかかる紛争の解決のために損害および費用を負担した場合、CPはかかる損害および費用を補償するものとする。但し、当社の故意または重過失による場合にはこの限りではない。
6. 前3項にかかわらず、顧客または第三者の苦情その他の請求が、当社が提供する電気通信サービスにかかるものである場合には、当社が、その負担と責任で、対応するものとする。但し、CPの責に帰すべき事由による場合にはこの限りではない。

第17条(国外におけるサービス)

1. CPは、本サービスに関して次の各号に定める制約および規定の適用を受けることを了承する。
 - (1) 当社が提供する国際アウトローミングサービスを通じて、顧客が海外でウェブサービスを利用する場合、本邦の法令および本邦外で電気通信業務を営むもの(海外事業者を含む。以下「海外事業者等」という)が定める契約約款その他規約等による制限を受けることがあること
 - (2) 海外事業者等の通信事情その他の事情により本邦でウェブサービスを利用する場合と比較してサービス品質が低下する場合があること
 - (3) 海外事業者等の事情によりサービス提供国、地域内であっても利用できない場合があること
 - (4) ウェブサービスを利用する場合には日本時間によるものとする
2. 当社の責によらない事由により顧客が国際アウトローミングサービスを通じたウェブサービスを利用できなかった場合、CPは当社に対して損害賠償その他の請求を行なわないものとする。

第18条(損害賠償)

1. CPが顧客にオフィシャルコンテンツを提供することができなかったこと、オフィシャルコンテンツに瑕疵があったこと、その他CPの本契約の違反により当社が損害を被った場合には、CPは当社に対し、当社が被った損害を賠償するものとする。
2. 当社は、CPコンテンツ配信設備への接続、オフィシャルコンテンツ提供の中断その他本サービスに関し、CPもしくはCPのオフィシャルコンテンツを利用する顧客に対しいかなる保証をするものではなく、その損害について免責されるものとする。

第19条(技術条件)

1. CPは、CPの責任において、当社が定める本仕様に基づき、CPコンテンツ配信設備を、インターネット、専用回線等により、当社の指定する当社コンテンツ配信設備に接続し、オフィシャルコンテンツを配信し、もって顧客がオフィシャルコンテンツの提供を受けられるようにするものとする。
2. CPは、別途当社が定める本仕様に基づき、ソフトバンク携帯電話以外の端末からのオフィシャルコ

ンテンツへのアクセスを防止するために必要な技術的措置を施すものとする。

3. CP は、本サービス内で提供する課金システムにおいて、当社が定める本仕様に基づきオフィシャルコンテンツを提供するものとし、当社が定める本仕様以外の課金システムは使用しないものとする。
4. CPは、アプリを使用した動画・音声コンテンツを提供する場合、別途規定する提供基準を遵守するものとする。
5. 前各号に定めるもののほか、CPは本サービスの提供において、当社が定める本仕様に基づき必要な技術的措置を施すものとする。

第 20 条(セキュリティ措置)

CPは、CPコンテンツ配信設備と当社コンテンツ配信設備間の通信について、本仕様に基づきセキュリティ手段を講じるものとする。

第2章 有料コンテンツ

第 21 条(有料コンテンツ)

CPは、有料コンテンツを提供する場合、当社の承認を得て、顧客向け利用規約を定め、オフィシャルコンテンツ上に、顧客が課金前に必ず閲覧確認する方法で、掲載するものとする。CPが、利用規約を変更した場合も、同様とする。

第 22 条(有料コンテンツの解除)

当社は顧客の 3G 通信サービスについて利用停止または利用の一時中断の措置がとられた場合には、顧客の有料コンテンツ登録を解除できるものとする。

第 23 条(情報料の回収)

1. CPは、当社に対して、有料コンテンツの提供に関する情報料債権(消費税相当額を含む、以下同じ)を一括して、その額面金額で、譲渡するものとする。情報料債権の計算事務は当社が行なうものとし、その譲渡の効力は、当社が情報料債権の計算を確定した時点で発生するものとする。
2. 前項に基づき譲渡された情報料債権のうち、オフィシャルコンテンツの瑕疵その他 CP の責めに帰すべき事由により、その支払期限に回収することができなかったものについては、CPは、当社の請求があった場合、譲渡金額から第 3 項に定める譲渡手数料を控除した金額(当社が計算事務を行う前に請求した場合には、さらに第 25 条第 1 項に定める手数料額を控除した金額)にて買い戻すものとし、CPが当該債権について受領した譲渡代金がある場合には、これを直ちに当社に返金するものとする。この場合に必要となる顧客に対する告知については、CPが責任をもって行なうものとする。

3. CP は、当社に対して、譲渡手数料(非課税)として、当社が計算事務を行なった情報料債権の総額に、承諾通知に記載する手数料率を乗じた金額(円未満は切り捨てるものとする)を支払うものとする。

第 24 条(計算事務手数料)

CPは、当社に対して、前条に基づく情報料計算事務手数料として、当社が計算事務を行なった情報料債権の総額に、申請書に記載する手数料率を乗じた金額(円未満は切り捨てるものとする)およびこれに対する消費税等を支払うものとする。

第 25 条(支払方法)

1. 当社は、毎月 10 日、20 日および末日を請求締日として譲受債権を確定し、翌月 25 日までに集計した上、CPに対して対象期間の情報料債権の総額、これに対する手数料額(第 23 条第 3 項に定める譲渡手数料ならびに前条に定める計算事務手数料およびこれに対する消費税等を加えたもの)およびCPに支払われるべき金額(情報料債権の総額から手数料額を控除した額)を通知する。
2. 当社は、前項に基づきCPに通知した金額を、前項に基づき譲受債権が確定した日が属する月の翌々月の 5 日までに、CPの指定するCP名義の銀行口座に振込んで支払うものとし、支払日が金融機関休業日には、前営業日とする。但し、CPが本契約に違反している事実が判明した場合には、当社は債権譲渡代金の支払を拒絶することができる。

第 26 条(直接請求の禁止)

1. CPは、有料コンテンツに関する顧客向け利用規約等により、情報料債権を当社に譲渡することについてあらかじめ承諾を受けるものとする。
2. CPは、顧客に対し、情報料債権を直接請求し、または受領してはならない。

第3章 個人情報の保護

第 27 条(個人情報の収集)

1. CPは、オフィシャルコンテンツの提供に関連して、個人情報を取得する場合、取得する個人情報の内容、その利用目的および管理方法を顧客に明示した上で、CPによる顧客の個人情報の取得、利用および第三者への提供について当該顧客の具体的同意を得ない限り、その個人情報を取得、利用および第三者に提供してはならない。個人情報の取得には、ソフトウェア等が顧客の個人情報を読みとる場合等、自動的または機械的に、個人情報を取得する結果となる場合を含む。
2. CPは、前項に定めるほか、個人情報の収集、管理、利用にあたっては、個人情報の保護に関する法律等の関連法令、政府等が公表する指針、業界の自主ガイドライン等を遵守するものとする。

第 28 条(蓄積情報の送出手の禁止)

CPは、当社が別に定める方法により承諾した場合を除き、顧客のソフトバンク携帯電話の内部に保存された個人情報を当該携帯電話から外部へ送出手してはならない。

第 29 条(個人情報の利用・管理)

CPは、取得した個人情報を、顧客に明示した利用目的の範囲を超えて利用してはならない。また、CPは、取得した個人情報の漏洩、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要且つ適切な措置を講じなければならない。

第 30 条(顧客の同意)

1. CPは、当社の本仕様等に基づき、本サービスを通じてCPが提供するCPのオフィシャルコンテンツ画面において、個人情報の取得等についての同意を得るものとする。
2. 前項の同意を得るにあたり、CPは、オフィシャルコンテンツ表示画面上で、CPが取得する個人情報の取得、利用および第三者への提供に関し、当社が個人情報取扱事業者ではないことおよび当社の免責について顧客の同意を得るものとする。

第 31 条(位置情報)

CPは、ソフトバンク携帯電話に保存された位置情報に基づき特定されるエリアに関連する情報の提供を行なうサービスを利用してコンテンツを提供する場合、位置情報が現実の顧客のソフトバンク携帯電話の所在地とは異なるものであることを承諾するものとし、位置情報およびソフトバンク携帯電話の所在地が異なることについて当社は一切責任を負わないことを了承する。

第 32 条(位置情報取得に係る顧客の同意)

1. CPは、オフィシャルコンテンツの提供に関連して、顧客の位置情報を取得する場合には、当社の本仕様等に基づき、本サービスを通じてCPが提供するCPのオフィシャルコンテンツ画面において、位置情報の取得等についての同意を得るものとする。
2. 前項の同意を得るにあたり、CPは、オフィシャルコンテンツ表示画面上で、CPが取得する位置情報の取得、利用および第三者への提供に関し、当社が位置情報の取扱事業者ではないことおよび当社の免責について顧客の同意を得るものとする。

第4章 商品の販売

第 33 条(商品の販売)

1. CPは自ら、およびモールにおいてはテナントをして次の事項を遵守させるものとする。
 - (1) 顧客からの商品の予約申込または商品の注文に対し速やかに且つ適切な処理を行ない、顧

客に対し受付を完了した旨を、本サービスを通じて、通知する。

(2) 商品の在庫切れ、発売中止、その他適時に提供できない商品が発生した場合は、速やかに且つ適切に対処する。

2. CPは自らおよびモールにおいてはテナントをして次の事項を遵守させるものとする。

(1) 商品の納期をオフィシャルコンテンツ内で告知し、納期が変動する場合は顧客に速やかに通知する。

(2) 商品の発送を行なうにあたり、商品の破損、損傷、腐敗等の防止に細心の注意を払う。

(3) 商品の発送を行なうにあたり、配達地域、商品の大きさ、配達方法に応じた合理的な配送料を設定する。

第 34 条 (表示事項)

CPは、ショップまたはモールを運営する場合は、以下の各号に定める内容およびその他法令により掲載が要求される内容をオフィシャルコンテンツ内に掲載するものとする。

(1) 販売業者名

(2) 販売業者所在地

(3) 代表者氏名または運営責任者氏名

(4) 問合せ窓口

(5) 商品の価格、配送料および商品の価格、配送料以外の付帯的費用の有無およびその価格

(6) 商品代金の支払方法

(7) 商品の販売数量の制限、その他特別な販売条件

(8) 商品引渡しまでの期間

(9) 返品、交換、配送、保証の条件

(10) 個人情報、購入履歴の取り扱い方針

(11) その他当社が定める事項

第5章 契約期間その他の規定

第 35 条 (契約期間)

本契約の有効期間は、承諾通知日から通知日を含む年度末(3月31日)迄とする。但し、契約期間満了90日前までに、CPまたは当社から本契約を終了させる旨の書面による意思表示がない限り、本契約は半年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第 36 条 (解約)

当社およびCPは、相手方に対し、90日前までに書面にて通知することにより、本契約を解約することができる。

第 37 条(契約解除)

1. 当社またはCPは、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知催告を要せずして、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、滞納処分を受けたとき
 - (2) 破産、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算の申立てがあったとき
 - (3) 解散決議をしたとき
 - (4) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または手形交換所から取引停止処分を受けたとき
 - (5) 信用状態が著しく悪化し、またはその虞ありと認められたとき
 - (6) 営業停止または営業許可の取消処分を受けたとき
 - (7) 役員・幹部社員が刑事罰を受け、または役員・社員もしくは株主間の紛議により、その営業活動に支障を来たしたとき
 - (8) 当社グループまたはCPのブランド・イメージを著しく損なうものと相手方が認める広告宣伝を行った場合
 - (9) 本規約の条項のいずれかに違反し、かかる違反の是正を求める書面による通知の受領後 30 日間以内に当該違反が是正されなかったとき
 - (10) 上記各号の他、本契約の円滑な履行が困難になったとき
 - (11) その他、合理的な理由なくCPの営業活動にかかる当社からの改善要望等に従わない場合、もしくはCPの営業活動に起因して当社の利益が損なわれるおそれがある場合など、当社が本契約の継続を不適當であると判断する相当の理由があるとき
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、CPに対し相当の期間を定めて当該事由の解決を催告し、当該催告にもかかわらず合理的な期間内に当社が満足する措置がとられなかったときには、本契約を解除することができる。
 - (1) オフィシャルコンテンツに関する苦情が多発したとき
 - (2) オフィシャルコンテンツ提供により、本サービスまたは電気通信サービスに重要な影響を与えるときまたはその虞があるとき
 - (3) オフィシャルコンテンツについて、政府、地方自治体、教育機関、国民生活センター等の各種機関が注意喚起する行為、またはこれら機関からの是正、提供禁止の要請があったとき
 - (4) 換金を目的とする商品等の販売を行った場合、または加盟店からの商品等の購入において、顧客の換金目的による本サービスの利用割合が多いと当社が判断した場合
3. CPが本規約に違反した場合には、当社は、その選択により、第1項第(9)号に規定する本契約の解除に代えて、当該違反に係るオフィシャルコンテンツのみに関連する一切の契約を解除することができる。

第 38 条(終了時の処理)

1. CP および当社は、本契約が終了した場合には、相互に、契約終了時点で発生している債権債務を速やかに清算するものとする。
2. CPは、本契約が終了した場合、顧客の明示的な同意を得ている個人情報を除き、取得した利用者の個人情報を直ちに完全に削除し、一切使用してはならないものとする。
3. CP がモールを運営する場合において本契約が終了した場合は、CP はテナントとの契約も終了させる等テナントとの関係を、責任をもって適切に処理するものとする。
4. 原因の如何を問わず、本契約が終了した場合には、オフィシャルコンテンツプロバイダ申込規約を含め、当社とCPの間のオフィシャルコンテンツに係る一切の契約は自動的に終了するものとする。
5. 解除手続きにおいて、CPが、当社が指定するサポートサイトを使用したサイト申請・課金申請・企画申請・プロバイダー申請その他各種申請に紐付く手続きを行わない場合に、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該手続きを行わなかったときには、当社がCPに付与されたIDおよびパスワードを用いて代行手続きを実行する可能性があることを、CP は異議なく承諾するものとする。
6. 本契約が終了する場合、CPが有料コンテンツを提供しているときには、CPは有料登録を行っている顧客への課金が当該コンテンツ廃止の1ヶ月前までに停止するための措置および顧客へのコンテンツ終了に関する適切な通知その他顧客保護のため当社が指示する措置をCPの負担において行なうものとする。CPがかかる措置を行わない場合、当社は、当社が適切と判断する顧客保護の措置(コンテンツ廃止の一定期間前までに顧客への課金を停止することを含む。)を行なう権限を有する。CP が提供する一部の有料コンテンツが終了する場合にも当該コンテンツについて同様とする。

第 39 条(存続規定)

本契約終了後といえども、第 11 条第 2 項、第 16 条、第 18 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 31 条、第 38 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条の規定の効力は存続するものとする。

第 40 条(不可抗力)

1. 本契約の各条項は、暴動、戦争、天災、事故その他当事者の合理的支配を超える事由または不可抗力によりその履行が妨げられた場合を除き、両当事者を拘束するものとする。
2. 不可抗力によりその履行が妨げられた当事者は、直ちに相手方に対してその旨を通知し、且つ可及的速やかに履行を再開するよう最善の努力をするものとする。
3. 不可抗力の状態が1ヶ月以上継続したときは、相手方は不可抗力の影響を受けた当事者に通知し、何ら責任を負うことなく、本契約を解除することができるものとする。

第 41 条(譲渡禁止)

CP および当社は、相手方の書面による事前の同意がない限り、本契約または本契約に基づく自己の

権利もしくは義務を第三者に譲渡することができないものとする。

第 42 条(管轄裁判所)

本契約および個別契約に基づき生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 43 条(協議事項)

本規約に定めなき事項および本規約の解釈の疑義については、契約約款および本仕様に従うほか、当社・CP 誠実に協議した上、円満に解決するものとする。

改定履歴

日付	版	内容
2004/2/20	1.0.0 版	初版
2004/4/5	1.0.1 版	①誤植訂正 第 2 条 第 18 条 3 項
2004/12/10	1.0.2 版	①第 2 条(定義) 追記 ②第 5 章 ボーダフォンライブ!BB 掲載コンテンツ 追加
2005/10/1	1.0.3 版	①第 14 条(アクセスコントロール) 追加
2006/10/1	1.1.0 版	①社名、ブランド名称、サービス名称の変更に伴う関連箇所の修正 ②第 2 条(定義) 改訂 ③第 10 条(リンク等) 改訂および 5 項を追記 ④第 5 章 ボーダフォンライブ!BB 掲載コンテンツ 削除
2006/11/21	1.1.1 版	第 10 条(リンク等) 改訂 オフィシャルコンテンツ間、片方向リンクの許可条件項目の追加
2007/3/26	1.1.2 版	①第 2 条(定義) 追記 (21) Yahoo!きっず追加 ②第 14 条(アクセスコントロール) 追記 3 項、4 項 Yahoo!きっず追加

2008/1/7	1.1.3 版	①第 2 条(定義) 追記 (26) ソフトバンク携帯電話追加 ②第 5 条(承諾の限界) 条文修正 ③第 19 条(技術条件) 第 4 項を追記
2008/7/2	1.1.4 版	①第 7 条(コンテンツの内容) 2 項 条文変更 ②第 8 条(報告義務) 4 項 条文変更 ③第 9 条(遵守事項および保証) 1 項 文言追加 ④第 10 条(リンク等) 7 項 条文変更 ⑤第 10 条(リンク等) 8 項 条文変更 ⑥第 13 条(コンテンツの配信停止) (4) 条文変更 ⑦第 30 条(位置情報) 条文変更
2008/11/29	1.1.5 版	①第 2 条(定義) (27) 位置情報追加 ②第 27 条(蓄積情報の送付の禁止) 文言追加 ③第 30 条(位置情報) 条文変更 ④第 31 条(位置情報取得に係る顧客の同意) 条文追加
2009/07/07	1.1.6 版	①第 2 条(定義) (3) オープンコンテンツ情報追加 ②第 7 条(コンテンツの内容) 3 項 条文変更 ③第 8 条(報告義務) 1 項 文言追加 ④第 10 条(リンク等) 条文変更 ⑤第 16 条(責任) 条文変更
2009/12/01	1.1.7 版	第 10 条(リンク等) 条文変更
2010/3/1	1.2.0 版	①第 2 条(定義) 8 号「コンテンツ・キー」、15 号「Separate Delivery」、16 号「超流通」 削除 ②第 7 条(コンテンツの内容) 2 項 条文変更 ③第 8 条(報告義務) 4 項 条文変更 ④第 9 条(遵守事項および保証) 1 項 6 号 条文追加 ⑤第 9 条(遵守事項および保証) 1 項 7 号 条文追加 ⑥第 9 条(遵守事項および保証) 3 項 2 号 条文変更 ⑦第 9 条(遵守事項および保証) 5 項 条文変更 ⑧第 34 条(契約期間) 条文変更 ⑨第 36 条(契約解除) 1 項 9 号 条文変更 ⑩第 36 条(契約解除) 1 項 11 号 条文追加 ⑪第 36 条(契約解除) 3 項 条文変更 ⑫第 36 条(契約解除) 4 項 条文追加 ⑬第 37 条(終了時の処理) タイトルの変更(変更前:解除後の処理)

		⑭第 37 条(終了時の処理)1項 条文変更 ⑮第 37 条(終了時の処理)4 項 条文追加
2010/7/10	1.3.0 版	①第 2 条(定義)4 号、5 号、14 号、24 号 2G/2.5G 停波に伴う文言削除 ②第 9 条(遵守事項および保証)第 1 項 7 号 条文変更 ③第 36 条(契約解除)第 4 項 条文削除 ④第 37 条(終了時の処理)第 5 項 条文追加
2011/1/20 (※)CP 様への 通知日です	1.4.0 版	①文言の修正、第 9 条 1 項 5 号、第 10 条 2 項、第 16 条 2 項、第 19 条 3 項 ②第 2 条(定義)5 項 顧客定義の変更 ③第 22 条(有料コンテンツの解除)追加 ④第 39 条(存続条項)条文変更
2011/05/30	1.4.1 版	①第 10 条(リンク等)3 項 (5) 削除
2013/9/27	1.4.2 版	①第 38 条(終了時の処理)5 項 条文追加
2013/11/11	1.4.3 版	①第 37 条(契約解除)2 項 (3) 変更 ②第 37 条(契約解除)2 項 (4) 追加
2015/7/1	1.5.0 版	社名変更
2017/12/1	1.6.0 版	①第 23 条(情報料の回収)2 項、3 項 条文追加 ②第 24 条(計算事務手数料) 条文項目の変更 ③第 25 条(支払方法)1 項 条文追加